

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることに伴い、  
保育料が変わります。

問い合わせ先 町民課子ども係(内線74)

### 1号認定 保育料月額徴収基準表

世帯の階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	(円) 0
第2	市町村民税非課税世帯	1,500
	市町村民税所得割非課税世帯	
第3	所得割課税額 77,100円以下	8,500
第4	所得割課税額 221,200円以下	13,000
第5	所得割課税額 211,200円以上	18,100

※現在、1号認定が必要な施設は、町内および近隣市町村にはありません。

### 【延長保育料(公立保育園)】

**保育標準時間** 勤務証明書に記載された通勤時間を含めた勤務時間の範囲内(最大11時間)の保育が可能。  
11時間を超えて保育園を利用する場合に、延長保育料がかかる世帯。  
(土曜日は開所時間が18時までのため、延長保育料は発生しない。)

区 分	実施時間	料金	
午後	月曜日～金曜日	18:30～19:00	70円/30分

**保育短時間** 通常保育時間(8時から16時)を超えて保育園を利用する場合に、延長保育料がかかる世帯。  
平日は現行制度と同様。土曜日のみ変更。

区 分	実施時間	料金	
午前	月曜日～土曜日	7:30～8:00	70円/30分
午後	月曜日～金曜日	16:30～19:00	
	土曜日	16:00～18:00	

※私立保育園の延長保育料については、各園にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)  
御代田消防署(32)0119

い。交換してくださ  
ります。早めに  
ながら場合があ  
たり、事故につ  
發揮できなかつ  
に本来の性能を  
いざというとき  
きた消火器は、  
耐用年数を過

お近くの取り扱い窓口をお探しの際は…

消火器リサイクル窓口

(消火器リサイクル推進センター/リサイクル窓口検索)

誤 不燃ごみ  
② 収集不可(専門業者へ)  
消火器を処分するには専門  
的な知識と設備が必要のため  
使用の有無にかかわらず町の  
ごみ収集には出せません。ま  
た、消防署でも回収していま  
せんので、ご自分で専門業者  
へ処分を依頼してください。



### 1 消火器



# 平成27年度から 保育料が変わります

## 4月以降の保育料

### 2号・3号認定保育料月額徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護世帯	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0
第2	1 市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
	2 母子世帯等 母子世帯等以外	6,000	5,000	5,900	4,900
第3	1 市町村民税 均等割課税世帯	11,000	9,000	10,800	8,800
	2 母子世帯等 母子世帯等以外	12,000	10,000	11,800	9,800
	3 市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	16,000	13,000	15,700	12,800
	4 母子世帯等 母子世帯等以外	17,000	14,000	16,700	13,800
第4	市町村民税 所得割課税額	1 76,000円未満	23,000	19,000	22,600
		2 76,000円以上 97,000円未満	30,000	24,000	29,500
第5	市町村民税 所得割課税額	1 97,000円以上109,000円未満	35,000	25,000	34,400
		2 109,000円以上122,000円未満	38,000	26,000	37,400
		3 122,000円以上169,000円未満	43,000	27,000	42,300
第6	市町村民税 所得割課税額	1 169,000円以上217,000円未満	48,000	28,000	47,200
		2 217,000円以上301,000円未満	53,000	29,000	52,100
第7	市町村民税 所得割課税額	301,000円以上397,000円未満	55,000	30,000	54,100
第8	市町村民税 所得割課税額	397,000円以上	56,000	31,000	55,000

幼稚園・保育園等に同時に入園している場合……… 2人目は半額(100円未満端数切り上げ)  
……… 3人目は無料

「保育標準時間」と「保育短時間」のご家庭で保育料は異なり、8月までは前年度の住民税額、9月からは当年度の住民税額での算定を行います。

### 商工業者の皆さまへ 借入金への利子に 対する補助金

のお知らせ

町では、町内の商工業者の皆さまを支援するため、借入金の利子を補給する事業を期間延長し実施していますが、経済情勢を鑑みて再度対象期間を1年間延長します。

#### 対象者

町内で商工業を営む方で、次のいずれかの資金を利用している方

- 長野県中小企業融資規程に定める融資のうち、経営健全化支援資金及び東日本大震災復興支援資金
- 日本政策金融公庫資金のうち、経営改善貸付資金及び東日本大震災復興特別貸付資金
- 商工貯蓄共済融資制度資金

※ いずれも運転資金に限る

#### 利子補給率

貸付利率のうち1%

#### 利子補給期間

貸付後3年間(36カ月間)

#### 利子補給時期

毎年度末

#### 利子補給対象

平成28年3月31日までに資金融資を受けた方で融資金額1,000万円を上限とする。

#### 問い合わせ先

産業経済課商工観光係(内線31)